



府食第380号
平成23年5月12日

農林水産大臣
鹿野道彦 殿

食品安全委員会

委員長 小泉直子

食品健康影響評価について（回答）

平成23年5月9日付け23消安第737号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の設定及び変更は、現在既に使用が認められている普通肥料若しくは特殊肥料を化学的・物理的操作なく物理的に混合したもの又は化学的・物理的操作なく物理的に混合し造粒若しくは成形したものを認めるものであり、ほ場においてこれらの普通肥料又は特殊肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。